

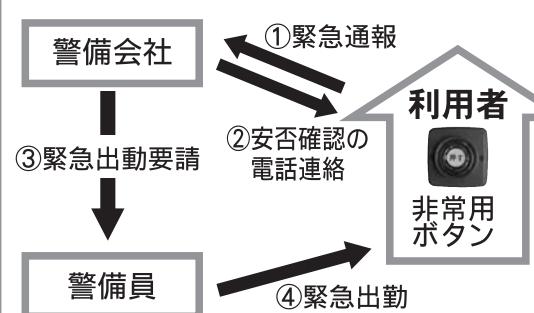
# 緊急通報システムで安心安全を

## ■緊急通報システムのしくみ

高齢者世帯や、身体に障がないのある方を対象とした緊急通報システムは、急病など在宅中に身の危険を感じた時非常ボタンを押すと、警備会社へ緊急出動要請、また利用者への安否確認を行います。

## ■対象者

- 南部町に住所を有する方で、概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- 高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯に属する高齢者
- 身体障がい者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯に属する障がい者



## 緊急出動と並行し

- ③安否確認等の電話連絡  
利用者への安否確認
- ④安否確認が出来ない場合  
あらかじめ登録された方 2名へ通報
- ⑤親族等への対応状況報告

【申請・問い合わせ先】  
健康福祉課 ☎ 66-5524

○緊急通報加入料／非課税世帯は 5,250 円、課税世帯は 10,500 円  
○月額使用料／997 円

# 国民年金からのお知らせ

## 年金受給権者の死亡後の手続について

## 国民年金加入中等の方の死亡手続きについて

## ■遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある被保険者が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したとき、

①国民年金の被保険者であつた方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方

死亡者と生計を同一にしていた遺族に支給されます。

②国民年金の被保険者であつた方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方

死亡者と生計を同一にしていた遺族に支給されます。

③老齢基礎年金の受給権者、または受給資格期間を満たしている方

遺族がいる場合には支給されません。請求できる遺族の範囲・順位は、死亡者の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。

※納付要件等によつては該当にならない場合もあります。

死亡一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて決まります。(120,000円～320,000円)

なお付加保険料を納めた期間が36月以上ある場合は、さらに8,500円が加算されます。

## 【問い合わせ先】

●米子年金事務所  
☎ 34-6111

●町民生活課(天萬庁舎内)  
☎ 64-3781

